［条を削る。］

附　則

［１～３　略］

４　宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により皇嗣職が置かれている間においては、別表の規定の適用については、同表中「東宮大夫」とあるのは「皇嗣職大夫」とする。

別表（第二条関係）

相当する職務の級	重要政策に関する会議又は審議会等の非常勤の委員等	日本学術会議会員等	宮内庁職員	非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員
指定職	経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）、総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）、国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）、中央防災会議の委員（指定公共機関の代表者及び有識者）、男女共同参画会議の議員（有識者）、食品安全委員会の非常勤の委員、原子力委員会の非常勤の委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員、国会等移転審議会委員、公益認定等委員会の非常勤の委員、再就職等監視委員会委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員、カジノ管理委員会の非常勤の委員、金融審議会委員、金融審議会臨時委員、公認会計士・監査審査会の非常勤の委員、企業会計審議会委員、企業会計審議会臨時委員	日本学術会議会長及び同副会長	東宮大夫、式部官長	
１０級	経済財政諮問会議専門委員、総合科学技術・イノベーション会議専門委員、中央防災会議専門委員、男女共同参画会議専門委員、審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員、食品安全委員会専門委員、原子力委員会参与、原子力委員会専門委員、国会等移転審議会専門委員、公益認定等委員会専門委員、金融審議会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員、企業会計審議会幹事	日本学術会議会員（会長及び副会長を除く。）	一般職給与法を準用して定められている職務の級	行政職俸給表（一）の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級
９　級				
８　級		日本学術会議連携会員		
７　級	審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の専門委員、幹事及び地方支分部局に置かれた審議会等の会長			
６　級				
５　級	地方支分部局に置かれた審議会等の委員その他これらに準ずる者			
４　級				
３　級				
２　級				
１　級				

備考　非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員の職務の級を定める場合において、その者を指定職以上の職務とする場合は、内閣総理大臣が財務大臣に協議して定めるものとする。

二　公用の交通機関を利用する又は通勤手当が支給される等日額旅費で賄うこととされている交通費実費を伴わない場合（旅行期間における移動の伴わない日程を含む。）には、支給される日額旅費の額から次に掲げる額を控除した額を支給する。

イ　日帰りの場合　前二条の規定による日額旅費の額の二分の一に相当する額

ロ　宿泊する場合　宿泊所と用務地間の距離又は所要時間に応じた第十条第一号又は前条第一号の区分により支給される日額の二分の一に相当する額

（普通旅費の支給）

第十二条　次の各号に掲げる場合の旅費は、前三条の規定にかかわらず、日額旅費に代えて法に定める旅費を支給する。

一　第十条又は第十一条の場合において、用務地に到着した日まで及び用務終了後その地を出発した日から帰着の日までの旅費

二　日額旅費の支給を受ける者が、用務地から一時他の地に旅行し、若しくは一時帰庁する場合の旅費。ただし、帰着の日の日当は支給せず日額旅費を支給する。

三　日額旅費の支給を受ける者が、天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合の宿泊料。ただし日帰り旅行等、宿泊を想定していない場合に限る。

附　則

［１～３　同上］

４　宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により皇嗣職が置かれている間においては、別表第一及び別表第三の規定の適用については、これら表中「東宮大夫」とあるのは「皇嗣職大夫」とする。

別表一（第二条関係）

相当する職務の級	秘書官	重要政策に関する会議又は審議会等の非常勤の委員等	日本学術会議会員等	宮内庁職員	非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員
指定職		経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）、総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）、国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）、中央防災会議の委員（指定公共機関の代表者及び有識者）、男女共同参画会議の議員（有識者）、食品安全委員会の非常勤の委員、原子力委員会の非常勤の委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員、国会等移転審議会委員、公益認定等委員会の非常勤の委員、再就職等監視委員会委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員、カジノ管理委員会の非常勤の委員、金融審議会委員、金融審議会臨時委員、公認会計士・監査審査会の非常勤の委員、企業会計審議会会長、企業会計審議会臨時委員、企業会計審議会委員	日本学術会議会長及び同副会長	東宮大夫、式部官長	
１０級		経済財政諮問会議専門委員、総合科学技術・イノベーション会議専門委員、中央防災会議専門委員、男女共同参画会議専門委員、審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員、食品安全委員会専門委員、原子力委員会参与、原子力委員会専門委員、国会等移転審議会専門委員、公益認定等委員会専門委員、金融審議会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員、企業会計審議会幹事	日本学術会議会員（会長及び副会長を除く。）	一般職給与法を準用して定められている職務の級	行政職俸給表（一）の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級
９　級	特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）別表第三の９号俸以上12号俸以下				
８　級			日本学術会議連携会員		
７　級	５号俸以上８号俸以下	審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の専門委員、幹事及び地方支分部局に置かれた審議会等の会長			
６　級	３号俸及び４号俸				
５　級		地方支分部局に置かれた審議会等の委員その他これらに準ずる者			
４　級	２号俸				
３　級	１号俸				
２　級					
１　級					

備考　非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員の職務の級を定める場合において、その者を指定職以上の職務とする場合は、内閣総理大臣が財務大臣に協議して定めるものとする。